

7. 材料加工関連

解答3

正解〔④〕

【解説3】

告示貨物は、輸出令別表第1の5の項～13の項に掲げられている貨物の中から、特に、「機微な貨物」として19品目を定めており、その取扱も一般包括許可の適用される国が輸出令別表第3に掲げる国のみと厳しいものとなっている。

材料加工関連貨物では、輸出令別表第1の12の項(5)、貨物等省令第11条第六号に該当する水中用のロボットが告示貨物となっている。

問題6

軸受の部分品に関する規制内容は輸出令別表第1の6の項(1)で規定されているが、その運用・解釈で正しいものを次の中から一つ選びなさい。

- ① 該当軸受専用の部分品のみを規制。
- ② 該当軸受の部分品であっても、他の用途に使用できるものは規制から除外されている。
- ③ 軸受専用の部分品は、規制から除外されている。
- ④ 軸受以外の用途に使用できる部分品のみが規制される。
- ⑤ 該当軸受本体のみが規制され、部分品は規制されていない。

解答6

正解〔②〕

【解説6】

令和3年1月27日の通達改正により、軸受の部分品に対しても「他の用途に用いることができるものを除く」が適用された。(それまでは除外されていなかった。)

解答 16

正解〔④〕

【解説 16】

静電容量センサーシステム、渦電流センサーシステムは輸出令別表第1の2の項(12)、貨物等省令第1条第十七号ロ(一)、レーザー干渉計は同貨物等省令第1条第十七号ロ(三)、線形可変差動変圧器(LVDT)を用いた測定装置は同貨物等省令第1条第十七号ロ(二)で規制されている。

オートコリメータは貨物等省令第1条第十七号ハで「平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器機(オートコリメータを含む。)を除く」(令和3年12月15日施行)と規制から除外されることが明確となった。

解答 20

正解〔⑤〕

【解説 20】

- ① 放射線の全吸収線量が、5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したものは該当となる。(貨物等省令第5条第九号ハ)
- ② 30,000メートルを超える高度で使用するよう設計したものは該当となる。(貨物等省令第5条第九号ニ)
- ③ 水中ロボットであっても、貨物等省令第11条第六号に該当しなければ、非該当である。
- ④ 一般産業用で溶接その他の用途のものは輸出令別表第1では規制されていない。
- ⑤ 防爆ロボットは輸出令別表第1の2の項(15)及び6の項(7)で規制されているが、塗装用防爆ロボットは両方の項から規制除外されている。(塗装用防爆ロボットは、平成21年10月1日施行のリスト規制改正により、6の項(7)の規制からも除外された)。

なお、令和4年12月6日施行の通達により、除外される「塗装用のもの」の解釈として「塗装用のブースで使用するよう特に設計したものを含む。」が追加された。

解答 27

正解 〔①〕

【解説 27】

- A 輸出令別表第1の6の項(1)、貨物等省令第5条第一号では「軸受又は部分品」のみが規制対象。(○)
- B 令和3年1月27日の運用通達改正において、当該項目の部分品は「他の用途に用いることができるものを除く。」が適用された。(×)
- C 貨物等省令第5条第一号では「部分品」も規制されている。(×)
- D 貨物等省令第5条第一号では、転がり軸受(玉軸受又はころ軸受)の寸法の大小による規制はしていない。(×)
- E 令和3年1月27日の省令改正により、玉軸受及びころ軸受(円すいころ軸受を除く。)の部分品は規制から除外された。更に、規制される部分品は、規制される能動型軸受システムのために特に設計した部分品に限定された。(×)

解答 28

正解 〔②〕

【解説 28】

- A 種々ある転がり軸受の種類の中で「円すいころ軸受」が当項目の規制から除かれている。なお、貨物等省令第5条第一号イの条件を満たす軸受だけが規制される。(×)
- B ころ軸受の一種である「円すいころ軸受」が、当規制から除外されている。また、貨物等省令第5条第一号イで規定される材料(モネル製又はベリリウム製)を使用したJIS4級以上のものだけが規制される。(×)
- C 令和3年1月27日の省令改正により、(JIS) B1501で定められるグレード(精度)の規制が削除された。(×)
- D 当項目では省令に記載された3つのスペックのいずれかに該当するもののみが規制される。更に部分品については、令和3年1月27日の省令改正により、「そのために特に設計した部分品」に限定された。(×)
- E 令和3年1月27日の運用通達改正において、当該項目の部分品は「他の用途に用いることができるものを除く。」が適用された。(○)

~~~~~

**解答 3 5**

正解 〔②〕

**【解説 3 5】**

BとDが正しい。他は以下の理由で誤り。

Aは、海水中には限定していない。

Cは、塗装ブースで使用するように設計されたものは除外されている。

Eは、雷や工業設備から放射される電磁パルスは除外されるので、CEマーキング製品などは非該当である。

解答 39

正解 [③]

【解説 39】

- ①、② 塗装用に設計されたロボットは2の項、6の項の双方で除外が明記されているので誤り。(×)
- ③ 平成21年10月のリスト規制改正により、塗装用に設計されたロボットは6の項からも除外されることとなった。これにより、2の項、6の項ともに規制対象から外れることとなった。(○)
- ④ 防爆構造で非塗装用途であっても、三次元空間を自由に動くことのできない2軸直交型搬送ロボットは、もともとロボットの定義に当てはまらず、規制対象から除外される。(×)
- ⑤ 輸出令別表第1の14の項では、防爆構造のロボットは規制されていない。(×)

なお、防爆ロボットの「塗装用のもの」の解釈として「塗装用のブースで使用するように特に設計したものを含む。」が追加された。(令和4年12月6日施行)